

# 令和7年度第3回田辺市男女共同参画懇話会会議録（要約）

開催日時 令和8年2月6日（金）午前10時～12時

開催場所 田辺市役所6階 第1委員会室

出席委員 植本委員、井濶委員、穴塚委員、高橋委員、井溪委員、山田委員、  
中辻委員、前田委員、浜野委員、竹内委員、濱野委員、中村委員、  
金川委員、須本委員、高垣委員、松下委員

欠席委員 堀委員

出席職員 竹本企画部長、平谷室長、坂本主任

傍聴者 0名

## 内 容

### 1. 開会

### 2. 議事 意見交換

- ・ どうしたら男女共同参画が進むのか
- ・ 「男女共同参画条例の策定に関する意見等」の結果について
- ・ 今後について 他

### 3. その他

## 主な意見

### 議事：意見交換

事務局・・・本日お配りしている会議次第の意見交換のところに3点記載しているのですが、けれども、これらに限定せず、意見交換をしていただければと思いますが、その前に、改めて男女共同参画に係る市のこれまでの取り組み等についてご説明させていただきます。田辺市では、令和6年3月に第3次となる「男女共同参画プラン」を策定し、現在そのプランに基づき、取り組みを推進しております。また、人権全般に関する課題については、「田辺市人権施策基本方針」に基づき取り組みを進めており、令和3年4月には、同和問題や女性の人権など、すべての人権課題を包括する「田辺市人権尊重のまちづくり条例」を制定しまし

た。こうした中、この懇話会では、男女共同参画の推進に向けご審議していただき、会に出された意見について、市としましては、担当課と課題を共有し、必要に応じて見直しを行うなど、適正な推進に努めています。直近では、前回 12 月の懇話会でご意見をいただいた、「防災の面で女性の意見が反映されにくい」といったご指摘について、現在、市の庁内での協議を重ねております。また、昨年 8 月の懇話会では、防災分野への女性の参画について、防災まちづくり課が懇話会に同席し、意見交換を行いました。また、本懇話会では、男女共同参画に特化した条例制定に関するご意見もいただいております。令和 7 年 2 月には、当時のすべての委員の皆様へ、条例の必要性についてアンケート形式でご意見を伺った経過もございます。今までいただいた意見としましては、条例制定を推進の起爆剤とするといった意見、まず実態把握と課題の議論から始め、進めるといった意見、現行の条例、プランのもとでの有効な議論を望むといった意見、あらゆる場面での継続的な啓発を進める、といった様々なご意見をいただいているところです。先ほどの人権尊重のまちづくり条例制定の経過について申し上げますと、市の人権教育啓発推進懇話会がございまして、関係団体の代表者、学識経験者、一般公募者など、当時は合計 28 名で組織されておりました。その懇話会での議論はもとより、パブリックコメントを実施するなど、約 2 年にわたり協議を重ね、市議会の承認を経て成立したものであり、人権課題全般を包括する条例となっております。市では、男女共同参画に特化した条例はございませんが、女性の人権の尊重はもちろん、不当な差別や、あらゆる暴力を許さないという、この人権尊重のまちづくり条例が市民お一人お一人に届くよう、市内各所での研修やまちづくり学び合い講座等を通じ、周知に努めております。また、個別の課題については、対応する計画やプランにより、具体的な施策や啓発等に取り組んでおります。前回の懇話会でも、委員の皆様から熱心な議論が交わされたところではありますが、本日も引き続きご議論いただければと思います。よろしくお願ひします。

会長・・・ただいまの説明の通り、話し合いを進めたいと考えています。委員の皆さんからご意見等ございませんか。

A 委員・・・今事務局の方からご説明いただいたということで、ここの中でもまだ議論をしていくというようなことでしたが、8 月の懇話会でだいぶ話も煮詰まってきたのでいよいよ 12 月の臨時にでもやりましょうかというようなことで、一応皆さんのご意見伺った上で、会長がその意見の取りまとめみたいなことで、会長も男女共同参画条例については進めていったらいいんじゃないかという、策定したらいいっていう方向になったと思って、私の自身の認識の中ではそちらの方へ行くんだなという、一旦の認識はあったんです。それについて、条例を作るにあたってどういうふうにしていったらいいかというふうなことが今回話し合われるんじゃないかと期待を持って来させてもらったわけですが、また、前回した議論っていうのはベースになるのかもわからないけども、結論が出たというわけではないというところからどうでしょうか。

会長・・・まだ話し合いするということだろう、この前はそういう意見があったってということで、今回また、改めて、そういう認識のある人もあるし、いろんな方があろうかと思うんで、事務局でどう思われているのか。

事務局・・・委員の皆様方の中で、前回の会長の意見で、進めるという方向になったということで思われていらっしゃいましたでしょうか、皆様はどう、会長は、A委員から、今のは会の意見ですかということがあったときに、会長さんとしては個人的な意見ですっておっしゃられたように思うんですがいかがでしたか、どうでしょうか。

会長・・・そういうことにはなろうかと思う、全体の意見まとめたわけじゃないんで、全体の意見じゃないと思うんで、私個人の意見で、そうだったら望ましいなあという感じで発言した段階なので。

事務局・・・そんな意見を会長さんは言っていたので、前回欠席された委員さんもうらっしゃると思うんですけども、それも含めて、今日皆さん、ちょっとどう思われているかご意見を伺えたらと思います。どうしたら進むのかといったことも含めてどうでしょうか。

B委員・・・学識の立場から言いますと、やはり条例があまり制定をされてないという状況は、ちょっと今和歌山県下でも問題じゃないかなと思います。他府県で見ますと、隣の大阪府はほとんど条例が市町村で制定をされておりますし、和歌山県下でも、上富田町、橋本市を皮切りに、市レベルの部分では、条例が制定をされております。この間に、海南市も人権条例とあわせて男女共同参画の条例を制定しておりますので、特段海南市の議論では、人権条例があるから男女共同参画の条例は要らないだろうという話ではなくて、やはり歴史的に、男女平等、ジェンダー平等、共同参画という点は、なかなか、男女共同参画社会基本法ができたときから達成ができていない、まだ途上であるという現代的な課題も持っておりますので、ここでやはり、紀南の雄というか、紀南の自治体をリードする田辺市で条例の制定が私はあるのではないかというふうに思っております。プランがあればいいじゃないかというお話もあるんですけども、やはり条例というのは、皆さんご存じの通り自治体の枠組みとなる重要なものですから、条例があつてきちっとプランが動いていて進捗管理ができているということと、単にプランだけがあるというのは状況が全然やはり違うと思います。ですので、田辺市の基本姿勢として男女共同参画を大事にするんだと、これは自治体でしっかり考えていかなきゃいけない課題であるということの再認識のためにも、条例制定というのはやはり必要ではないかというのが学識からの意見になります。進め方の手順は、それぞれ自治体であらうかと思えます。田辺市のやり方はあらうかと思えますけれども、田辺市の男女共同参画プランに関しては、今まで随分着実に計画が練られておりますので、進捗管理も

含めて、データの収集であるとか、今行政の課題がどこであるかという評価は、かなり他の市町村に対してできていると思いますので、データ分析自体の資料はかなりお持ちになっておられると思います。ですから、あとはこの懇話会会議の合意が得られれば、どのような形で具体的に進めていくかというところだと思うんですね。事務局も、この懇話会も含めていろいろやり方、ご苦労いただいたりとか、今後審議事項出てくるかもしれませんけれども、やはりここで議論になっていることを機に積極的に進めていったほうがいいのではないかとというのが私の学識としての立場でございます。以上意見として言わせていただきました。

C委員・・・私も今日の会議はどんな意味があるのかなっていうのを考えながら出席させてもらったんですけども。もうこのような議論ばかりしていても、同じところでごちゃごちゃしているだけ、市としての方向っていうかそれが多分はっきりしているんだと思うんですね。だからそれをどう動かせるかということだと思うんですけども。ちょっと私は、前から申し上げている通り、条例ありきでは何も進まないというのが私の意見です。

D委員・・・ここで私も、市としてどういうふうに考えているかというのをまず聞いたほうがいいな、前回もここでの意見は言ったんですけども、田辺市としてはどういう方針でどういうところめざしているっていうところが一言もなかったんで、そこはちょっと聞きたいなと思います。もう本当に何年ってこの話をしてくれて、何回目かわかりませんが前々々回ぐらいにも言わせてもらったんですが、欲しいっていう声があったら私はそれをするべきだって単純に思っていますのと、できない理由ばかり探すんじゃなくて、できる条件づくりをそろそろしていったらいいかなと思っています。

会長・・・ありがとうございます。事務局の方から最後に、皆さんの意見を聞いてから、後で言ってもらいましょうか。そしたらE委員、お願いします。

E委員・・・今日は、条例に関して、賛成か反対かっていうその意見を求めて表明するわけですか。

会長・・・いやそこまでは、後でそれも含めて言ってもらいましょうか、皆さんの意見、今日は全員の方からご意見をいただいて、あと先ほど言われたようにもうそろそろ市の方針と言うか、だいたい決まっているんじゃないかと思うんですけども、その方向性を一遍聞くということで、さきに委員の皆さんに意見を拝聴してから後で聞いて、言ってもらいましょうか。お願いします。

E委員・・・わかりました。この会議次第の2つ目に「男女共同参画条例の策定に関する意見等の結果について」ということが書かれているんですけど、これは多分、1年前の2月7

日のときの懇話会でしたね、どうなんでしょうか皆さん、これはメンバーも変わったことで、この結果について把握しておられるのでしょうか。この結果で、前のときにも私話しさせてもらったんですけども、条例を作るべきかどうかというので、賛成が15人中7人賛成でした。そして、検討する必要があるんじゃないかっていうので、5人です。そして、人権尊重のまちづくり条例があるから、今のところ必要ないんじゃないかということでも3人でした。そういう結果でした。今日は私とか前から引き続いて出ている人はこれを持っていると思うんで、わかっておられると思うんで、他の人はこの意見についてほとんど把握できてない方もおられるんじゃないかなと思うんですよね。それで、条例を作ったらということでも私は思っているんですけども、少なからずやっぱりこの社会の中に男女の人権に関する差別があると思うんです。それで、やっぱり条例を作ることによって、またそれを解消されていくっていうそういう方向も考えられると思うんです、相乗効果じゃないかなとすごく思うんです。この中には、条例の設置の可否についても含めて、小委員会を持ったほうがいいという方が、前にも私言わせてもらった、年に2回とか3回とかやってもなかなか進まないんです。A委員も言われたように、それからD委員も言われたようになかなか進まないんですよね。もし、可否について考えるんだったら、反対意見もある中で、やっぱり小委員会なり、あるいはもう少し頻繁に会議を持てる、そういう形で進めていかないと、スピード感を持って、急に解散と言って選挙って言ってこういうスピード感を持ってやっている時代に、年に1回、2回、というこのような会議では、なかなか男女共同参画の形は進められないと思います。だから私はもっと頻繁に会議を持って、どのようにしたら男女共同参画が進むのかっていうのと、男女共同参画が必要なのかどうか、そのためにどうしたらいいのかっていうことで、人権尊重のまちづくり条例を策定したときにも、今先ほど事務局から言われたように何回も会議を重ねたみたいなので、そのような形で持っていたらと私は思います。

F委員・・・男女共同参画社会については、私たちが若いころに比べたら、やっぱり、今の若い子のほうがそういう働きかけしながら努力してきているから、少しずつ男性も育休がとれるような制度ができたりとか、少しずつ制度的なものとか、意識的なものも、昔とは変わってきているのかなと思うんですよ。そういった働きかけの努力っていうか、そういうのは本当に日々必要なんだなと感じているんです。そしてその条例についてなんですけども、やっぱり目標的なものっていうか、こういうものを目指しながらこういう枠組みで、っていうのもあった方が明確になってくるのかな、そしてそうやってそれを目標に努力し続けられるのかなっていうような感じはしています。

G委員・・・同じような条例が重なったときに、どっちの扱いなのかということで、必要はないのかなと感じていたんですけども、B委員のお話を聞いたら、今のトレンドはそうじゃないんだというような話が出てきましたので、ちょっと判断しかねております。

H委員・・・前にも、ちょっと同じ話になるかわかりませんが、人権尊重のまちづくり条例、令和3年にできたときに、人権教育啓発推進懇話会の今日みたいな提案もあって、そして、基本方針もあって、条例化しようじゃないかということで、できたという話を聞いていますけども、その結果ですね、条例の内容も、まあまあ似たような理念の条例でありますので、条例作った結果どう変わってどういう効果があったのか、今まで基本方針だけでしていたけども条例できたからよかったよとか、進んでいっているよとかそういうのがあったのか、何も変わらないのか、だから変わらないって言ったら失礼ですけど、条例作ることによって田辺市の意思がはっきりすると、極端に言ったら市長変わってもそれはもう変わらないと、基本方針だったら変わる可能性もある、そういうことで条例ができたことによって、人権尊重のまちづくり条例というのが、できる前よりも進んでいると、内容わかりませんが、やっぱりよかったなということになれば、今の男女共同参画の条例化もあればいいんですけども、なくても、進め方ですね、より効果ある進め方が大事じゃないかなと思います。前の進捗状況の報告でも、5年度ときには、A・B・C・Dの、課なりの担当なりの評価をしていたけれども、6年度は特に進捗状況の報告みたいなわけじゃなかったと思います。だから、施策方針あって、計画立てて、数字とかで指標も目標にして、それで結果、どの程度やったかとか、そういう実際やっていくというところで効果上げていけば、別に条例、特になくてもやり方次第でいいのと違うかなあと、どっちがどっちかわかりませんが。田辺市としての意思を示すということであれば、条例があればいいと思いますけど、なくても今の進め方によって、十分効果が上げられるのではないかなと私は思っております。

I委員・・・そうですね。強く望むというほどの考えはないんですけども、この会が長いこと続いてらっしゃって、会ができたことによって、田辺市における男女平等の意識っていうのは確実に浸透してきたと思います。現に学校現場でも、名簿も混合名簿になったりとか、徒競走も男女混合で走るようになったりとか、本当に変わって良くなってきていると思います。なので、この懇話会の取り組みが、そもそもどうしてできたのかちょっと私そこがわからないんですけども。この、田辺市の人権尊重のまちづくり条例、これがあるから作らなくていいんだっていうのは、例えば犯罪被害者の人権の救済だったりとか、そういう分野でも同じ論が出てきているんですね、それを思いますと、やはりそうじゃないんだと、この条例があるから、オールパッケージすべて網羅できるんだっていう考えよりかは、より補完する、この男女共同参画についてより補完するという意味で、条例制定というのは非常に私は有効的かなというふうに考えます。なので、とてもマイナスになることでもないですし、作ってはいけないというものではないですし、私は作ってあげればいいなというふうには思っています。

J委員・・・何回か会議にも参加させていただいていろんなお話を聞く中で、条例がなくてもいいとは思わなくなってきているんですけども、ただじゃあ条例が要るのかと言われる

と、正直よくわからないっていうふうに思っています。要はその実効性というか、本当に現場でどういう問題が起こっているのかとか、どういうふうに進んでいっているのかっていうのがウォッチされて、それが、例えばここ進捗ありますよねとか、ないですよとか、こんな問題起こっていますよねっていうような、そういうような話し合いができる組織があって、その意見が市の方に受け入れられて、それが施策になっていく、というふうになっていくのがいいのかなっていうふうには思っているので、そこをできるような、何か組織体みたいなものが出てきて、それを市の方に話としてこう上がっていきけるっていうようなところのものがあれば、条例が必要かって言われたら、別にそうでもないのかなというふうに私は思います。ただ、いろいろ専門的に勉強されている方々が、条例があることによって、具体的にこういうふうに進むことがあるっていうことを市にご進言されて、市がそれは、市の中での優先順位とか、コストとか、いろんなところを考えて、やるべきだっていうふうに判断されたら、市が決断されたらいいのかなというふうに思います。

K委員・・・そうですね、どうしたら男女共同参画が進むのかっていうのは、これはもう一人一人の認識というか、私は老若男女関係なく、もうみんながどういうふうに行動というか、気持ちをもって人と接して生きていくのかっていう、そこのところが、何ていうんでしょうか、私も専門家ではないので、先ほどJ委員が言われたような、条例があるとどうなるんだとかですね、なくてもというのは、いいとは思わないんですけど、平成11年でしたかその基本法（男女共同参画社会基本法）、国の方で作られていて、14年に県の推進条例（和歌山県男女共同参画推進条例）でしたかね、があって、もう20年以上経っている中でこんな話を今しているという現状といいますか、多分あと20年30年たったら、また時代も変わって、今とまた違う世の中にはなっているんでしょうけども。反対は全然しないんです。条例あっても、どういったことを実行して行って、どういった結果になっていくのかっていうのは、そのあと、もちろん条例は大事だと思うんですけども、どういうふうにしたら進むのかっていうのを考えたときに、自分に何ができるのかっていう話と、市に何ができるのかっていう話と全然違うんですけども、難しいなあというのを、もう皆さんの話をずっと聞いていてですね、あまり難しく考えているわけではないんですけども。やっぱり一人一人の認識をどういうふうに高めていくかっていうか進めていくかを自分の課題にもしたいと思いません。

L委員・・・私的には何か、男女共同参画を進めていくということは、いいと、いいと言うか、そういうふうにはやっていきたいなとは思んですけども、ただ何か、例えばなんか、前々から言っているかもしれないですけど、平等と公平のその平等のことをこうやって進めていくと、何かみんな、世の中の的に何となく感じる事なんですけど、何か、なんというのかな、不公平を感じる人がすごく、多いように見えるんですよ。だからそれがストレスになっているように私の中では見えていて。何か例えば平等を進めると、あれ何かおかしいなみた

いな感じの雰囲気があったりするように見えるんですよ。だからやっぱりそこに公平性の保ち方とか、もうちょっとみんなが納得できる、なんかこういうふうにやってあげればこういうふうに公平にできるし、ということをちゃんともっとできて、そしたらもっと納得して、ポジティブに推進できるんじゃないかなって思ったりしているんで、卵が先かにわとりが先かじゃないんですけど、平等を先にやって、それから公平性を担保していくとか、そういう方法もあると思うんで、全部反対とは言わないんですけど、何かそこが詰まっているような感じに私は見えます。

M委員・・・よく言う多様性というか、皆さんそれぞれ考え方、当然、男性女性っていう立場の中で違いがあるかと思うんですけども。これは読売新聞で、これだけの紙面を使って、京都女子大が「女子大学宣言」というのを出されているんですね、ここ1つ考えさせられるところだと思うんですよ、というのは、世の中、私のいつも持論で、差別じゃなくて区分で、女性男性っていうのは、これも可分ですよ、だけど考え方としたら不可分でないといかんと思うんです、人間っていう観点からいくと。書き出しは京都女子大のことなんですけど、創立以来建学の精神に基づきっていう、女子大学であり続けることをここに宣言しますって書いてありますよね、性差にとらわれることなく、だけどとらわれなければいけないこともあるんです、区別という中で。私よく話をするんですけど、私は子供を産めないんですから、だけど、育児のこととして、育てる手助けとか一緒になってパートナーシップをとりながら家内とともにっていうのはできると思うんですね。それでいくつかの多様性3つのパターンをとらえたんですけど、京都に同じようにノートルダム女子大、令和8年度から募集停止になるんですね。4月から1年生なくなるんですよ、ということは女子大がなくなるという2つ目のパターンがあるんです。それで、もう1つは西宮の武庫川女子大、ここは「女子」の文字を外す予定です。学生さんによっては「私は武庫川女子大だから選んで行ったんだ」っていうご意見もあるんですね。これ3つのパターンわかりやすかったんであえて披露したんですけど、そのあと、合わせて、京都女子大学、津田塾大学の先生方が、「女子大学で学ぶ意義」っていうふうな資料、新聞記事ですけど出されておったりするわけなんです。ということは何を言いたいかといいますと、一朝一夕にこれ正直ね、今日、そしたらみんな決めて、賛成、反対で、進めて行くタイミングなのかどうかっていうのを、私はよくわかりませんけど。1つ、建築的な話の中で都市計画的な観点なんですけど、ラウンドアバウトっていう道の形態があるんです。白浜の丸公園（ロータリー）はご存じかと思うんです、あそこぐるっと回っているんですよ、信号はありますか、ないんですよ。それは、5つの交差点が入っていつているんですね。それはどういうことかという、あえて信号で進みなさい、赤で止まりなさいっていうことの示唆がなくても、個人個人がその判断しながら、だからゆずり合いの精神なんですよ、ラウンドアバウトっていうのは、これヨーロッパ発祥なんですけれども。だから、とりあえず条例的なものもある意味、なんで信号ができたかと言ったら、交差点ができて車社会があってそういう状況になったんで、ある時期になったら必要に

なるかもわからないですけど、流れとしてね、内閣府の男女共同参画局から「共同参画」という冊子が出されていて、「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」の地域シンポジウムが香川県で開催されたい、ということは、男性サイドの目線で、ということの動きをもっと活発化させなさいよ、というのとあわせて、ある会議は、理工系女子、「リケジョ」ということを聞くとおもうんですけど、応援ネットワーク会議というのも内閣府の男女共同参画局でされたいです。県の方で、和歌山県パートナーシップ宣誓制度は令和6年2月1日からスタートされているんですね。お互いを認め合いながらやっていくと、さっきのお互いさまであなた先行ってくださいよっていうのが、ラウンドアバウトの交通の流れっていうふうにとらえられていただけたら。ご理解いただけたらありがたいです。

N委員・・・私は条例って何って、そういうレベルです。いろいろ勉強しないといけないと思っていろいろお借りしたりして読んでいるんですけど、私には条例ができたかどうかということが起こるのかとか、もうそういう素朴な考えしかないですね。男女共同参画で条例ができて、どのように変わっていくんだろうとか、そういうのは予測もできないですよ。この前ご近所の若いお母さんと話をしていた、先ほどおっしゃられていた、今の子って、男の子の子って関係なしに、名簿が違うんだよとか、リレーが男女混合なんだよっていう話を私もそこで初めて聞いて、今はそんなんなのかって、そこから始まっているのかっていう感じで、本当にみんなそういうレベルだと思うんですよ、ここにおられない方は。だから、男女共同参画の条例ができて、それ何っていう人がやっぱりたくさんおられると思います。この前ちょっと話した中で、うちの息子なんかは、平成6年が小学生だったんですよ、ゆとり世代の筆頭みたいな子どもたちなんだけど、家庭科の授業がすごく多くなって、エプロン持っていたりとかがすごく忙しかった年齢の子供なんです。そのせいとかのせいかわからないですけど、そういうことを簡単にします。だから、そういうことを、そういうことだったのか、平成6年からそういうことになったのか、私なんかそういうレベルなんです。だから、ここにおられる、今までおられた方は、とっても条例ができたなら大切なんだっていうのはおわかりなんですけど、私レベルの方は、まだまだたくさんおられると思います。だから、女優さんが、いま女優さんと言わずに、俳優さんって呼ばれるようになったとか、ああそうなんやっていう、そういう感じですね、私は皆さんすごくためになるお話をさせていただいて、最後にこういう話で申し訳ないですが、私の、今まで会議に出席した感想が、条例って何っていうのが、まだまだ頭の中にあります。

O委員・・・私は本当に個人的な意見になりますが、どうしたら男女共同参画が進むのかという点に関してなんですけど、これは私の1つの意見と提案なんですけど、いろんな皆様からのお話、この会議で聞いていて、やっぱり、誰でも自由に意見できるっていう、そういう環境っていうのがまだ足りないのではないかなというふうに感じました。家庭の中でも、また会議の中でも、遠慮することが良いこと、というふうに、私が1歩引けばいいっていう、そ

ういう何か考えというんでしょうか、そういう思い込みというか、そういうのがまだあるのかな、という感じが私はするので、性別を問わずに、本当にすべての市民の方が意見を言えるような、そういう環境にしたいなっていうふうに思いましたので、そしたら、あらゆる活動に今まで、もしかして市政の活動に興味のない方、自分の意見が反映されないからやっぱり参加してもあまり意味ないのかなっていうふうに思って参加しない方は、もし自分の意見少しでも反映されたら、やっぱりもっと関心持ってくださいるのではないかなあというふうに思ったりしています。人権尊重のまちづくり条例のところにも、人権のことはたくさん書かれておられるんですけど、どこの場所でも自分の意見遠慮なく言える、そういうような内容のことっていうのがちょっとここの中には書いてないのかなというふうにも思いましたので、1つ提案として意見いたしました。

会長・・・ありがとうございました。私も個人的な意見として、男女共同参画、現代社会において重要なテーマであって、地域格差や男女の社会参加の促進の観点から、田辺市に条例があったほうが望ましいのではないかと考えています。特に地方都市では女性の就労支援や、若年層の流出対策の一環の効果が見込めるのではないかと考えています。ただし条例策定にあたっては市民の関係団体との十分な議論を踏まえ、地域の実情に合った内容を運営する体制を整えることが大事だと思っています。

会長・・・事務局から、今委員からいろんな意見が出ましたけども、非常に多岐にわたっていますので難しいかもわかりませんが、方向性としてどう思っているのか、市として今の意見を踏まえて、今までの意見も踏まえてどう考えているのかっていうことを、ちょっと意見があると思うので、言ってもらったらいいいと思いますけども。

部長・・・はい、皆さんご意見ありがとうございます。市としてのスタンスといいますか、今の考え方、今の取り組みの方向性についてちょっと説明させていただきたいと思います。人権問題については、男女から始まって同和問題や障害のある方、子ども、高齢者とか様々な課題、問題がございます。そんな中で、それぞれの組織団体で取り組みの方、それから啓発の方を進めていただいていると思います。ありがとうございます。そんな中で、条例を作ってやったほうが進むんじゃないかというような形で、今の人権尊重のまちづくり条例を作るにあたってはそういう意図もあって、皆さんでのご議論が始まったんだと思います。先ほどの説明にもありましたが、2年間かけて、各団体から委員を選出していただいて、それぞれ皆さんのご意見はあろうかと思いますが、ただ、それらを包含した形で、1つの条例を作って、みんなで取り組んでいこうよっていう形で、せっかくおまとめいただいた条例がございます。我々としたらせっかく作っていただいたその条例を尊重する中で、それをもとに様々な取り組みをしていく、また、個別の案件につきましては、プランとか計画とか、そういうことで取り組みをやっていこうという形で今、市の方では進めているところでございます。

先ほど皆さんから、いろんなご意見、あったほうがいいんじゃないかとか、なくても進められるんじゃないかとか、ただ、結論といいますか大きな考え方としては、どうしたらこの男女共同参画が進むのかというところが大切だと思うんです。男女に限らず、人権問題の解決に向けてどういうことをすれば進んでいくのかというところをお考えいただくというのが、今、市としては、そういうところでご議論いただけたらというような形で思っています。繰り返しにはなるのですが、現在市としては、今あります、人権尊重のまちづくり条例をベースに、今後も取り組みのほうを進めていきたいというふうに考えているところでございます。

B委員・・・先ほどのお話をまとめると私がちょっと聞き違いかもしれないですけど、男女共同参画の条例を市としては考えるつもりはないという意見でよろしいですか。

部長・・・いや考えるつもりないと言いますか、今は、人権尊重のまちづくり条例をもとに、取り組みを進めるということでございます。

B委員・・・もし作る気がないというようなことを内部で思っておられるのであれば、非常に時代遅れであるということは申し上げておきたいと思えます。先ほども言いましたように、和歌山県下、大阪も踏まえてほとんどの市町村は男女共同参画をやはり取り組まねばならないということで条例化をしておられます。会長もおっしゃられたように、これは本当に地方都市にとって、やはり女性が流出をしていくというような意味では非常に重要であり、まちづくりの視点もあるという、存亡をかけての話であると思えますので、今の条例があるから、人権尊重のまちづくり条例があるから大丈夫だというお話ではなくて、少し違う角度での、さらなる検討をいただきたいというふうに思います。

会長・・・どうもありがとうございました。事務局から部長それに対して。

部長・・・いや、もう繰り返しになりますが、今ある人権尊重のまちづくり条例を基に進めるということが今の市の方向です。

会長・・・きついことを言うようやけど、今B委員が言われたように市としては、条例はもう今後考えていく必要もないし、市として考えていかないってことになるのか、極端に言ったら、それとも啓発っていうのか、そういう方向で進めていくのか、そしてこの会としたら年に2回予定しているけども、ちょっと回数を増やして、啓発を増やしていくのか、その辺も含めて、まだ意見としてまとまってないかもわからないけど、市としたらちょっと見る感じでは、条例は今必要ではないことはないんだけど、人権条例で包含しているんで、その方で進めていきたいというような感じに私は受けとめたんですけども、その辺も含めて

どうですか。

部長・・・はい、その通りです。包含していますのでそれで進めていきたいということです。ただ、この懇話会の中でいただいたご意見等については上の方にも上げていきますし、こういうご意見をいただいたということでそれはもう全然否定することでもないですし、市のスタンスとしては、繰り返しになりますが、今、皆さんせっかく作っていただいた条例の中で進めていきたいということです。

A委員・・・市のスタンスっていうのはずっと変わらないという形なんですけど、この懇話会、私委員になってからずっと議論になるところで、条例に関してはそういうスタンスだっていうのはもう重々わかりました。でも、わかっている、なぜ、どうしたら男女共同参画が進むのかというのをいつも課題にしている、これが進むために、男女共同参画を、あえて、特化した形の条例が必要なんじゃないかってここで言い続けているんです。ただ、男女共同参画推進条例ができたなら、そしたら進むのかという議論っていうのはあるかと思うんです。でも、人権尊重のまちづくり条例を作るために2年間かけてずっと議論を進めてきた、それでやってきたっていうこと自体が、人権のことをみんなで考えていくという、市民レベルでも考えていくということの経過になって、1つのものとしたんだと思うんです。でも、それでは大き過ぎて、特化して男女共同参画が進むのかって言ったなら、なんていうか足踏み状態が現状として続いている、このことを突破しないといけないのと違いますかということもずっと言い続けているんです。ですから、それでも、この懇話会の存在意義っていうのはあるのかなと、私は実は今年度でやめようと思っていました、いくら言っても、叩けど叩けど進まないのだったらもう、意見同じこと言い続けても通らないこの現状なんだったら、私自身もう疲弊してしまいました。もう、そうなんかって、そしたら何のための懇話会なのか、意見を拾ってくれて、何か前向きに進んでくれる気持ちがあるのかっていうのを問いたい、そこがずっとありました。そこでここまで、会長が言ってくれたところで進むのかなと、12月ではもうものすごく期待して、そしたら今後進める方向でやっていくっていう、その進め方の話を今回出てくるのかなあと思ったら、また同じ議論だけするっていうことですね、この状態では。ですから、もうちょっとやっぱり進めたいという気持ちが、この推進室という、市としてちゃんとした室まで設けているっていうことは、もっと進んでいっていいはずやと思います。それが進んでないからずっと言っているんですから。その部分をちょっと受けとめて欲しいと私は切に願います。

I委員・・・いろんな皆さんのご意見も伺いながら、最後に部長が、人権尊重のまちづくり条例をベースにといったところが私はキーポイントだと思うんです。市としてはこれをベースに、計画を立てて、各事業の中での計画を立てて推進していく、いきたいと。片やこちらの意見では、それをベースにして、さらに、男女共同参画をより積極的に進めていくための

条例が必要だという、この意見が、今までずっとあるんだと思います。それで、当局がこれまで男女共同参画、人権尊重のまちづくり条例をベースとしたその計画の中で、私は散見するところと言いますと、まだまだ本当に細かいことではありますが、行き届いてないなっていう部分があります。例えば、聞かれる必要のないところで男女の区別を聞かれたりとか、そういう部分、まだまだあります。やはりそういう本当に細かいことが条例で定められると、それはやっぱり、より積極的な推進になっていくと私は思います。なので、あまり頑なに当局の方も、作らずに計画でいくんだっていうスタンスよりかは、やはりこの、せっかくこうやって民間レベルで集まって、積極的にこういうふうやっていこうというまさにこれ市民と行政の協働ですよ。これをね、私拒む理由はないと思います。

E委員・・・田辺市男女共同参画懇話会設置要綱第2条「懇話会は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び重要事項を審議し、その結果を市長に報告するものとする。」、これを本当に市長まで届いているのか、市長はそれに対して届いているけども無視しているのか、私本当に疑います。私の友達で、懇話会に公募で応募した人もいます。男女共同参画を進めたいということで、でも諦めてやめてしまいました。A委員もそんな、多分意見だと思う、そんな考え方だと思います。こんなのいくら話ししてもそういう姿勢では、本当に男女共同参画が進められないと私は思います。ほとんどの方は、条例に対して、明らかに反対っていう意見はなかったです。実効性が伴うのかとか、条例があったらどうなるのかとか、そういう疑問点はいくつか出されました。でも、反対ですって言われた人はなかったと思います。それでも、頑なに市当局はそういうふうに言われるんだったら、本当に懇話会の意味がないと思います。何のためにこの2条があるんでしょうか。無視されたらほんとうに懇話会の意味が全然ないと私は思います。

会長・・・どうもありがとうございます。事務局から、今の意見に対して今ちょっと、委員さんから言われたことに対してあったら言ってください。

部長・・・はい、こういうご議論の場でいただいたご意見等については、庁内はもちろん共有もさせていただいております。細かな点ですが、先ほど事務局からもお話させていただいたとおり、例えば防災の面であれば、解決できる部分については解決していこうという形で、我々の取り組みの小さなことですがさせていただいております。そういうことでもありますので、決して無視しているということではないのはご理解いただきたいというふうに思っております。あとは条例制定につきましては、もうこれ本当繰り返しになるんですが、皆さんで作っていただいた条例をもとに、先ほどI委員からもありましたが、そこで計画とかプランによって、その取り組みを進めるっていうことで、今は市の方としては考えているというところでございます。

会長・・・さっき言っていた市長のところへどんなに、市長はどんなふうを考えているのかな、市長にこのことはある程度、今E委員が言われたことについて、報告なりなんかはしてくれているんですね。

事務局・・・はい、文書で報告しています。会議録はホームページでA委員、B委員という形で公表していますので、どなたでも見ていただける状況になっております。各課は大変協力的で、この間、審議会の女性委員を増やすという課題共有を庁内で行ったんですけれども、すぐ、今回増えたよと言ってくれる課もありましたので、皆、敏感には感じ取ってくれていると思っています。

E委員・・・条例を作ったから実効性があるかどうかというのが疑問であるという意見もいただきました。そして、「私レベルで」ということで、ほとんどの方は男女共同参画に関しては理解できてないってそんなことも言われていました。だからこそ、だからこそ条例を作って、皆さんに浸透する、男女共同参画社会を形成するあなたもひとりですよっていうことを浸透していく必要があると、だからこそ余計に思います。

会長・・・どうもありがとうございます。非常に難しい問題で、何年やっても同じじゃないかという、ずっと男女参画の委員さんで携わってきた人にとってはもどかしいような感じも受けるかもわかりませんし、また新たに委員さんで選ばれた方については、条例ができたらどういうふうなことになるかといういろんな意見があろうかと思うんで、その辺を踏まえて、市としては今の考えでは条例としては、極端に言ったら人権条例で包含してあるんで、そのベースで進めていきたいなという考えを持っておられるやろうし、それともう1つ、啓発の方でもっと推進したいっていう市の意見もあろうかと思うんですけれども。初めにかえたら、どうしたら男女共同参画が進むかって、この1点にかかっていると思うんで、そのことについてそれが早く進むような方向で検討していただいたらいいと思うんですけれども。さっき部長言われたように、男女共同参画の条例としては今のところ考えてないんだという話だったように思うんですけれども。それが今後進んでいっていろいろなったときにはまた変わっていくかもわかりませんが、その辺で今後また、こういうこと同じような繰り返しばかりになるんで、何か新しいヒントになるようなことがあったら委員さんから言ってもらったらありがたいと思うんですけれども。

J委員・・・新しいこととかちょっとお聞きしたいのが、私、職場の中で言うと、男女共同参画とかって言うわけではないんですけれども、もう世の流れの中でいろいろと参画できるように、平等に、というようなことは進んでいっているんですけれども、今現在、男女共同参画っていうのが、課題はそれぞれいろんなところにあると、大きなことも細かいこともあると思うんですけれども、進んでないんですか、というのがものすごく思っていて、

進んでいるんじゃないかなと思っているけど少しずつでも、ものすごく大きな問題があればそれはクリアなくちゃいけない課題として市は解決すべきだと思うんですけども、何か進んでいるような気がしているので、例えば条例にはこだわってないんですけども、進めるために条例が本当に必要だっていう気運がものすごく高まっていれば、市は判断してそれを選択すべきだと思うし、私の感覚で言うと、今そんなところにはないのかなという、その時代遅れとかいろいろとあるかもわからないですけども、ちょっと勉強不足なんですけども、その共同参画をいろいろと、その条例を作られてきたときっていうのが世の中の的にものすごくそういうふうなことが高まったときに皆一緒に作られたのかその後パラパラとなっているのか、どうかなんですけども、何かその機運が高まる、そうしないと田辺市としたら進めていかないうふうなことがあればいいのかなっていうのが少しちょっと思っているところです。

I 委員・・・私、まだ子供が学校行っていますが、例えば、制服のことなんかも、本当は本人が男子か女子かまたはそうでないかっていうのは、自分の認識を普通に表明できるのが今望まれている社会なんですけども、まだまだ男女の区別がある制服を続けている学校が実際ありまして、学校現場が非常に忙しいゆえに、そういうことを議論する余裕がないという状態なんです。でも、そういう側面から見れば、条例で、もし本人の意思に反するような男女の区別はよくないというような例えば文言があれば、それをベースに、強く進められていけると思うんです。そういうために条例が必要なんだと思うんです。それぞれの分野で、この考え方は進めていかなければいけない、こういうことができたらいねっていうのはあると思うんですが、やはりまだまだ意識のレベルもいろいろなので、進め方っていうのは、速度にもいろいろあると思うんです。そこを加速させていくっていう力が、条例にはあると思うんです。ですから、決して、人権尊重のまちづくり条例があるから、大丈夫だとかそんなことではないと思っております。

会長・・・ありがとうございます。どうしたら男女共同参画進むのかっていう、全然進んでないことはないと思うんですよ、進んでいると思うんです。進んでいるところもあるし、温度差はだいぶあると思うんですよ。それを均一的に田辺市として進めていくにはどうしたらいいかということにかかっていると思うので、それを、かなり進めていくにはどうしたら、もう昔と比べたら男女共同参画が進んでいると思うんですけども、M委員が言われるように、男の人が子供を産めますかという、これはできませんけれども、それに対するサポートはできるとかというような話もありますけども。

O 委員・・・私は男女共同参画が進んでない理由というので、B委員がおっしゃっていた女性の地方流出の点については、やっぱり進んでないのかなというふうに感じます。また私自身も子供いますけれど、ほぼ女性の方がもう東へ流出というか、しています。やっぱり自分

の居場所っていうのは、若い方も探しておられますので、やっぱり何かそういう、とどまれない、何か理由あるのかなあというふうに思うんですけども、本当に、帰ってきそうもない方、やっぱり田辺に戻ってこられないのかな、という女性の方が、すごく身の回りで多く感じ、なので私は、男女共同参画進んでないのかなというふうに感じています。

A委員・・・この前も私も言ったんですけども、全国平均に比べて男女共同参画が進んでいるかっていうところの部分っていうのはいろんな資料で出てきていると思います。田辺市は、一時本当に、和歌山県下でトップを進んでいるぐらいの、いろんな面で進んでいる部分はありました。でも、市の管理職の割合とか、それもほとんど横ばいです。いろんな面で、全国平均よりも落ちているっていうのが田辺市の状況っていうのがあります。そういう面で進めていく、実施計画、プランだけで、やってきてもこれなんかっていうのでずっと足踏み状態ではないかということはずっと投げかけていることです。それと、特に条例っていうのは、その地域の課題に対して特に特化して入れるというのも、その地域性のある条例づくりには大切なんですけど、防災に関してっていうのがやっぱり、南海トラフが迫っている中で、防災の観点で女性の意見がそういう組織の中にちゃんと役割として組み込まれているかとか、意見が通る状況の組織図になっているかっていうようなことというのがまだできてないっていうのが、8月の懇話会するとき、防災まちづくり課のパワーポイント見せてくれた中でも実際質問したら、まだ地域の中で、組織率は高いんだけど、そこに女性の声が入えられるような形にはなってない、なかなか実際になってないです、という答えがありました。ですから、課題として、この地域の課題としてそういうふうなことを特化して入れるっていうこともこの条例の中でできることなんで。特に私は本当にこの、なぜ、避難所の運営に関してとかいうのは今もいろんなところでも言われているし講演会なんかもいっぱいしてくれていますが、実際それが田辺市の中でできているのかって言ったらできてない現状があります。ですから、そういうところでも、しなければいけないということの位置付けに、各都市によってその特性っていうのがあると思います。橋本市なんかは教育に特化っていうか、部分を強調して条例作っています。他はあんまり特性っていうのはないかもわかりませんが、田辺市の場合は特に私はそういうものが条例に生かされて進んでいくっていうような形になって欲しいなっていうのを願うから、それも喫緊の課題になってきているんです実際、ですから、それが起爆剤というか、てこになってそういうところを進めていきたいということがあります。

C委員・・・さっきからずっと聞いていたんですけども。結局、皆さんの意見が男女共同参画を進めないといけないっていう認識はもう全員一緒に、田辺市も進めていくべきだっていうことも、共通認識であると思うんです。議論が、私別に絶対欲しいっていう意見ではないですけども、前から言っているように、あつて悪いものではないしもちろんあったほうがいいんだろうなっていう立場ですけども、なんか両方おんなじことを言っているんだけど

ちょっとアプローチの仕方が違うのかなっていうの、今日の議論聞いていてつくづく感じています。それで、先ほど混合名簿、小学校の話出ましたけれども、あれはこの会議で、もう10年ほど前だと思うんですけれども、ある委員さんから、意識の高い方が、田辺市はどうなっていますか、今日本全国はこういう方向行っていますよっていう提案があって、それで教育委員会から出てきていらした委員さんがすぐ動いてくださって、あっという間に動きました。もう2年ほどで混合名簿できました。ただ、でも、教育現場の方たちはそういう動きがあるのは多分わかってあったと思うんですね。それで、市とか教育委員会の方も多分わかっていたと思うんです。ただ、その委員さんの一言、提案っていうか意見があって、一気に動いた。だから、なかなかその中にいると気がつかないっていうところがあって、ちょっと石を投げられたらまた波紋が広がるっていうところがあって進むと思うんですね。あんまりこう、私は苦い経験があって、早く進めようとするとうまく反発を招くことがあるっていう、そういう経験があるんですね、当時の女性センターの方はそういう経験あったと思うんですけれども。国の男女共同参画社会基本法を作ろうとか言っている20何年前かね、その時もなんかもうジェンダー、ジェンダーってすごいワーストと盛り上がったときがあったんですね。それで国はどうしたかという、ジェンダーという言葉を使わないっていうふうになったんですね、信じられない、これって日本で作った言葉じゃないでしょっていうのがものすごく疑問に思ったんですね。ただ、そういうことを当たり前を感じておられる国会議員さんがほとんどだったってことですよ、その当時はね。だから今はそんなこと言ったら本当に笑いものでしかないし、何かそこでやっぱり、時間をかけて変わってきたっていうところがあって、今も変わりつつある。そこで何かちょっとヒント出すと、一気に変わるというのがあって、男性の育児休業とかそういうのも一気に変わってきたと思うんですね。だからそこで、この会議としては、もちろん条例とかプランだとか必要なものは作りましょうっていう提案も必要だと思うんですけれども、ここで1つどこかに投げかけたら一気に動くじゃないかっていう、そういう提案っていうか、委員さんがそういう動きをするっていうことも大事なんじゃないかなっていうのをすごく思います。実際、このあいの会議で、防災で女性の意見が通らないっていう意見が出たと思うんですけれども、それでもうすぐに防災の方に言っただいて、動いている、結果がどうなるかまだちょっと聞いていませんけれども、そこで何か私たちが、1つ具体的に、この件についてこうはどうですかっていう提案ができれば動いていけるっていうところもあるんですね。それと、だからプランも条例もいらぬとかそんなんじゃないかって、並行して考えていって、必要であるとなったとき、市も動いてくれるんじゃないかなっていう、そういうのをすごく今日は感じました。

会長・・・はいありがとうございました。他にございませんか。市の方から何かこのことについて言いたいことは何かありませんか。今後どのように会議、次はいつごろ予定しているのかな。今度は進捗状況、男女共同参画の各課の表にして、ある程度どれだけ達成したとか、目標についてっていう格好になるんですか。条例については今のところいろんな意見があっ

て、結論出すのはまたどうかと思うんだけど、一応、意見聞いた段階では、市としては今のところ人権尊重のまちづくり条例があるんで、その中に男女共同参画も包含されているんで、その方で進めていきたいんだっていう格好になろうかと思うんだけど。それで進めていくには、高いレベルで進んでいるところもあるけれども、あといろんな方面ではまだ低いというような感じもあるんで、その辺の整合性っていうんですかね、その辺のことも考えた上で、今後進めていく上で、その加速度がどうなっていくかという格好になろうかと思うんですけども、その辺である程度徐々にでも、1歩進んで2歩下がらないような格好にしていきたいと思ってるんですけども。これからも年に2回ぐらいはやっていくんですか、増やすということはないのですか。

事務局・・・また考えてみます。あと、今日の会議でいただいた意見で、懇話会として条例を作りたいと言っているのに対して、市がやらないっていうような対立方向に考えておられるのでしょうか。

J委員・・・いろんな意見があって、それを聞いてもらったっていうことだと思います。全会一致っていうわけじゃないと思います。

B委員・・・議事録に今回委員が発言されたことが残りますので、それがすべてだと思います。

事務局・・・ありがとうございました。

G委員・・・事務局にお願いがあって、条例を設置している市町、人権条例があって、男女共同参画条例があるのか、ないから男女共同参画条例だけ立ち上がっているのか、そのはざまに齟齬がないのか、というのを次回に、課題、問題、明らかにダブルであるのはちょっと、どっちになるんだろうというのは考えています。ただ、人権条例がなくて、男女共同参画条例があったらまだ男女が立ってくるんですけど、田辺市みたいに先に人権条例があって次に男女共同参画条例がうまれていくということになっている市町があるのかどうか、そこで問題ないのかどうかちょっと教えてください。

M委員・・・今のG委員のお話を、私の知っている範囲でいきますと、海南省は同時にスタートしましたね、令和6年3月（3月公布、4月施行）、「わたしらしく」、わたしらしくってというのは、女性らしく、男性らしくってということだと思いますよ、男性らしく生きなさいって世の中になってないんだと思うんですね。だから、海南省の男女共同参画推進条例は、「わたしらしく生きる」っていうところからスタートされましたね。国とか県とかの流れの中で、法令とか条例とかいろいろあると思うんですけど、守らなければならないこと、罰則

規定があることとあってこれ一般論の話で申しわけないんですけどね、私何で最初にラウンドアバウトっていう道路の形態を出したかという、信号で止めなければいけない、進めなければいけない、そこまでしなくてもラウンドアバウト的にお互いその立場、立場を尊重しながら、あなた行ってくださいよ、どうぞ、すみません私行かせていただきますっていうことになるんじゃないかなあと思うんですね。ですから、一足飛びに条例というところまでいなくても、例えばさっきちらっとお話した、パートナーシップでいいと思うんですよ、1つの手法ですけど、そこから進化させながら条例っていうふうな流れに持っていてもいいんじゃないかなっていうふうな方法論を考えたりします。もう最後になると思いますんで、すみません、言葉遊び的なことになるかと思うんですけども、ある日のある新聞に、夜の梅、形は見えねど、香りかくれず、うたっています、これ皆さんそれぞれとらえ方違うと思うんですけど、1度考えてみてください。

会長・・・他にございませんか。また意見があったら言ってください。D委員。

D委員・・・いや、でももう、何を言っても答えは一緒なんでしょ。現時点で。

部長・・・市としては進めておりますということです。

E委員・・・男女共同参画条例策定に関する意見等というところに出ていたんですけども、小委員会をもって、っていうのがあったんですけども、賛成も反対も含めて、どうしたら男女共同参画が進むかっていうことで、例えばこの懇話会を、本当に面倒ですけども、小委員会をもって、賛成も反対も含めてどうしたら進むかっていうことで、話をするってそんなことは可能なんじゃないでしょうか。それとももう、定期的に8月、2月ってそんな形しか取れないんじゃないでしょうか。

会長・・・今の意見について事務局からあれば答えてください。

E委員・・・というのは、条例を作ることによる疑問点が何かという、いくつか浮かび上がりましたよね。だからそういうことも含めて、今日は解決してない部分もいっぱいあると思うんです。

事務局・・・会長、どうでしょうか。

会長・・・事務局から何かあれば言ってください。

事務局・・・小委員会について、皆さんはどう思われていますか。

会長・・・そしたら回数を増やすか、小委員会だったら何人程度が妥当かなっていうことは、事務局は考えているのかな、考えていないかな。

事務局・・・はい、考えていませんが、委員の皆様で考えていただいたらと思います。回数については、皆さんで決めていただけたら検討をしてみます。

会長・・・今の意見についてどうですか皆さん、E委員が前から言っている小委員会、具体的に人数は決まってないんですけど、それを設けて、男女共同参画についての事をもっと深めていくんだっていう格好になれば事務局で考えてもらわないといけないし、委員の皆さんが、みんなどんなふうにいるか、あるいは、その辺どうかなあと思うんですけども。多数決を取るっていうのも何なので、皆さんどうですか、小委員会を設けてした方がいいと思いますか。

A委員・・・その小委員会っていうところの目的自体は、私が想定していたのは、条例を作るのであればどういう内容にしていくかっていうようなことを具体的に考えていく小委員会だと思っていました。ただ単に、ここの議論を少人数でやっていく、細かいところを詰めていくという、そういう会議があって、また、ここの本懇話会に持ち帰ってくるということ想定していくのかどうかっていうのはちょっと私、後者の方は考えにくかったんですがそこをどう、もっともっと細かい、何か勉強会みたいなこととかするということも含めて何かちょっとわかりにくい小委員会ですが。

N委員・・・私ずっと結構真面目に皆さんのお話聞かせてもらっていて、最終男女共同参画の条例じゃなしに、人権尊重のまちづくり条例の方でやっていくっておっしゃっていましたが、もう何年もかけてこういう会議をやっておられるんですね。すごいそれが今疑問なんですよ。役所として、元からそういう人権のほうに基づいてやっていくので、その男女共同参画の条例を作るつもりがなかったのかどうかっていうのが、ものすごく素朴な疑問なんです。今後、私はほんとに勉強していかないといけないので、小委員会とかあれば参加はさせてもらいたいですけど、今後その条例についての、そういう議論になるのかその議題ですよ。どういう方向で小委員会をやっていくのかっていう内容もありきの小委員会でない、わからないことが多すぎると思います。何年もかけてお話を皆さんされてきた中での今日だと思うんで、私はその流れが全然わからず来たけど、やっぱりちょっと結果に驚いているので、今後そういう小委員会やるのであれば、私みたいな人でも話ができる会があればいいなって素朴に思ったんで、ありがとうございます。

会長・・・小委員会設けるのか、委員さんの数は多いことはないので回数を増やしていくの

か、男女共同参画懇話会、大体年2回ぐらい普通はしているんだけど、ちょっと回数を増やすか、もしくは小委員会を設けるかという格好に出ているけどそれで事務局また検討しますか。どうしますか。

G委員・・・三役（会長、副会長）と事務局でお話してもらったらいかがですか。

会長・・・そういう意見があるんですけど皆さんどうですか。そしたら事務局ともう一遍協議するように今後しますか、いいですか。部長から何かありましたら言ってください。

部長・・・はい、ありがとうございます。先ほどA委員もおっしゃっていただいたように小委員会作るんだったらそのテーマといったところも必要になってくるかと思うんです。同じことを小委員会でやっても、というところもあるかと思しますので、その点も含めてちょっと検討させていただいてよろしいでしょうか。すみません。ありがとうございます。

会長・・・いいですか。そしたら2の議事意見交換についてはこれで、終了したいと思います。次3のその他について、委員の皆さんから何かございませんか。ないようでしたら最後に事務局から連絡事項等お願いします。

事務局・・・（事務連絡）